

經營規模等評価申請書
經營規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

令和 6 年 5 月 7 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

該当しない不要なものを消すこと。

申請者より委任を受けた行政書士の方は、別途委任状の写しを添付すること。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

行政書士 福岡 二郎

各土木事務所が記入する。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~

大分県大分市大手町3丁目1番1号
株式会社 大分建設工業
代表取締役 豊後 太郎 } ゴム印でも良い

項 番 審査対象
自 己 資 本 額

	1	7	3		5						6	8	10	9	6	0
--	---	---	---	--	---	--	--	--	--	--	---	---	----	---	---	---

 (千円)

13	2
----	---

 (1. 基準決算)
(2. 2期平均)

今年度の経営状況分析結果通知書と一致させること。

基 準 決 算		6	5	1	1	7	(千円)
直 前 の 審査基準日		7	2	8	0	4	(千円)

利 息 領額 (2期平均) □ 18 3, 5, , , , , 3, 1, 1, 6 (千円) 利益額(利払前税引前償却前利益)
= 営業利益 - 減価償却実施額

利益額（利払前税引前償却前利益）
 = 営業利益+減価償却実施額

前年の結果通知書と一致させること
2期平均を選択しない場合は不要。

右側の数値を全て足しあわせ、2で除した額（千円未満切り捨て）を記入する。

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
営業利益	1,461,312(千円)
減価償却実施額	1,200,000(千円)

技术职员数 19, 4 (人)

経営状況分析結果通知書に記載されている数値と一致すること。

経営状況分析を受けた機関の名称
一般財団法人 建設業情報管理センター

経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関を右詰で記入し、空欄は「0」で埋めること。

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先

所属等 経理課

氏名 豊後 花子

電話番号 097-536-1111

ファックス番号 097-536-1112

様式第二十五号の十四

記載要領

- 1 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「地方整備局長、「国土交通大臣」及び「般 知事」について、不要のものを消すこと。
北海道開発局長、「国土交通大臣」及び「般 知事」について、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば のように左詰めで記入すること。
- 5 「申請時の許可番号」の欄の「大臣コード」のカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表(1)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば 又は のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なる場合についてのみ記入すること。
- 7 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表(2)の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和2年3月31日であれば、 年 月 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 8 「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 9 「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 中請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表(2)の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 10 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

様式第二十五号の十四

用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 11 **[0] [8]**「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば~~ヰ~~又は~~ヽ~~のように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

- 12 **[0] [9]**「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例 **[0] [株] [甲] [建] [設] []**
[乙] [建] [設] [有] [] [])

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 **[1] [0]**「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば~~ヰ~~又は~~ヽ~~のように1文字として扱うこと。

- 14 **[1] [1]**「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

- 15 **[1] [2]**「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

- 16 **[1] [3]**「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば~~霞~~が~~霞~~
[2] [] [1] [] [1] [3] []のように記入すること。

- 17 **[1] [4]**「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば~~0~~ **[3] [] [5] [2]**
[5] [3] [] [8] [1] [1] [1] []のように記入すること。

- 18 **[1] [5]**「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	舗装工事業 (舗)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゅんせつ工事業 (しゅ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
タイル・レンガ・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

- 19 **[1] [6]**「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の()内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

- 20 **[1] [7]**「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たつては、単位は千円とし、例えば~~0~~, **[] [1] [2] [3] [4] [0] [0] [0]**のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

- 21 **[1] [8]**「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

様式第二十五号の十四

- 22 [1] 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 [2] 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、
例えば[0][0][0][0][0][1]のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の
氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1）

00	国 土 交 通 大 臇	12	千 葉 県 知 事	24	三 重 県 知 事	36	徳 島 県 知 事
01	北 海 道 知 事	13	東 京 都 知 事	25	滋 賀 県 知 事	37	香 川 県 知 事
02	青 森 県 知 事	14	神 奈 川 県 知 事	26	京 都 府 知 事	38	愛 媛 県 知 事
03	岩 手 県 知 事	15	新 潟 県 知 事	27	大 阪 府 知 事	39	高 知 県 知 事
04	宮 城 県 知 事	16	富 山 県 知 事	28	兵 庫 県 知 事	40	福 岡 県 知 事
05	秋 田 県 知 事	17	石 川 県 知 事	29	奈 良 県 知 事	41	佐 賀 県 知 事
06	山 形 県 知 事	18	福 井 県 知 事	30	和 歌 山 県 知 事	42	長 崎 県 知 事
07	福 島 県 知 事	19	山 梨 県 知 事	31	鳥 取 県 知 事	43	熊 本 県 知 事
08	茨 城 県 知 事	20	長 野 県 知 事	32	島 根 県 知 事	44	大 分 県 知 事
09	栃 木 県 知 事	21	岐 阜 県 知 事	33	岡 山 県 知 事	45	宮 崎 県 知 事
10	群 馬 県 知 事	22	静 オ 岡 県 知 事	34	広 島 県 知 事	46	鹿 児 島 県 知 事
11	埼 玉 県 知 事	23	愛 知 県 知 事	35	山 口 県 知 事	47	沖 绳 県 知 事

別表（2）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の中立て、民事再生手続開始の中立て又は特定調停手続開始の中立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始中立てから調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

別表

国土交通大臣・都道府県知事コード表

00	国土交通大臣	44	大分県知事
----	--------	----	-------

市町村コード表

44201	大分市
44202	別府市
44203	中津市
44204	日田市
44205	佐伯市
44206	臼杵市
44207	津久見市
44208	竹田市
44209	豊後高田市
44210	杵築市
44211	宇佐市
44212	豊後大野市
44213	由布市
44214	国東市
44322	姫島村
44341	日出町
44461	九重町
44462	玖珠町

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年 自 03年01月 至 04年12月										審査対象事業年度 自 05年01月 至 05年12月										計算基準の区分 (1.2年平均) (2.3年平均)									
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 04年 1月 ~ 04年12月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 03年 1月 ~ 03年12月					3年平均を選択した場合、審査対象事業年度以前の年度 の(自)から審査対象事業年度(至)までの期間が36月 以上であることが必要です。36月に満たない場合は36月 以上となるよう調整し記入すること。																			
忘れずに記入	業種コード 3 2 0 1 0										完成工事高(千円) 3 2 0 1 0					元請完成工事高(千円) 16 20 25					完成工事高(千円) 26 30 35					元請完成工事高(千円) 36 40 45				
	完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 438,292					元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 222,516					完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度 594,386					元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度 320,943														
工事の種類 審査対象建設 業種を記載する 土木一式 工事	3 2 0 1 1										完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 69,536					元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 69,536					完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度 82,448					元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度 82,448				
	3 2 0 5 0										完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 62,226					元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 20,442					完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度 67,989					元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度 44,210				
工事の種類 プレストレス コンクリート 工事	3 2 0 5 1										完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 28,577					元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 18,000					完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度 38,095					元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度 28,215				
	3 3										完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 その他					元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 900					完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度 420					元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度 内訳の合計額と必ず一致させること				
工事の種類 その他 工事	3 4 合計										3 5 10 13 15 20 23 25 30 33 35 40					3 5 10 13 15 20 23 25 30 33 35 40					3 5 10 13 15 20 23 25 30 33 35 40									
	3 4 合計										3 5 10 13 15 20 23 25 30 33 35 40					3 5 10 13 15 20 23 25 30 33 35 40					3 5 10 13 15 20 23 25 30 33 35 40									

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2) 無)

様式第二十五号の十四別紙一

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば **[1]** **[2]** のように右詰めで記入すること。
- 2 **[3] [1]** 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和02年04月～至令和03年03月
 - (2) 6か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和02年01月～至令和03年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和02年04月～至令和03年03月

(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和02年01月～至令和02年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自令和02年10月～至令和03年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき
自令和02年10月～至令和00年00月
- 3 **[3] [1]** 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完工事高について申請する場合にあっては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 **[3] [2]** 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。
なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完工事高を記入すること。
「完成工事高」の欄は、**[3] [1]**で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完工事高を記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゆんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事

様式第二十五号の十四別紙一

090 管工事 | 190 内装仕上工事 |

5 [3][3]「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6 [3][4]「合計」の欄は、完成工事高においては、[3][2]及び[3][3]に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たつては、例えば□,□□[1],[2][3][4],[0][0]のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況																				
雇用保険加入の有無	4 1 1 [1. 有、2. 無、3. 適用除外]	<p>日本年金機構から健康保険の被保険者の適用除外承認を受けて国民健康保険組合（道府県保等）に加入している場合は「3」適用除外を記入。 (減点対象ではありません)</p> <p>15%以上で「該当」</p> <table border="1"> <tr> <td>技術職員数（A）</td> <td>若年技術職員数（B）</td> <td>若年技術職員の割合（B/A）</td> </tr> <tr> <td>4 7 1 [1. 該当、2. 非該当]</td> <td>4 (人)</td> <td>2 (人)</td> <td>50</td> </tr> </table> <p>1%以上で「該当」</p> <table border="1"> <tr> <td>新規若年技術職員数（C）</td> <td>新規若年技術職員の割合（C/A）</td> </tr> <tr> <td>4 8 1 [1. 該当、2. 非該当]</td> <td>1 (人)</td> <td>25</td> </tr> </table> <p>別紙2「技術職員名簿」と様式第4号</p> <table border="1"> <tr> <td>技術者数</td> <td>11 15 4 (人)</td> </tr> <tr> <td>技能者数</td> <td>9 10 2 (人)</td> </tr> <tr> <td>控除対象者数</td> <td>13 14 0 (人)</td> </tr> </table> <p>審査基準日以前3年間に、能力評価基準による評価の区分が審査基準日の3年前以前よりも1以上レベルアップした人の数。 様式第5号技能者名簿と一致</p> <p>新規若年技術職員の育成及び確保</p> <p>CPD単位取得数</p> <p>技能レベル向上者数</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況</p> <p>次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況</p> <p>青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況</p> <p>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況</p> <p>R5.8.1以降を審査基準日とする真摯度で、いかにそれが該当する場合は様式第6号「誓約書」添付すること。</p> <p>初めて許可（登録）を受けた日から審査基準日までの満年数を記入（休業期間は除きます）</p>	技術職員数（A）	若年技術職員数（B）	若年技術職員の割合（B/A）	4 7 1 [1. 該当、2. 非該当]	4 (人)	2 (人)	50	新規若年技術職員数（C）	新規若年技術職員の割合（C/A）	4 8 1 [1. 該当、2. 非該当]	1 (人)	25	技術者数	11 15 4 (人)	技能者数	9 10 2 (人)	控除対象者数	13 14 0 (人)
技術職員数（A）	若年技術職員数（B）		若年技術職員の割合（B/A）																	
4 7 1 [1. 該当、2. 非該当]	4 (人)		2 (人)	50																
新規若年技術職員数（C）	新規若年技術職員の割合（C/A）																			
4 8 1 [1. 該当、2. 非該当]	1 (人)		25																	
技術者数	11 15 4 (人)																			
技能者数	9 10 2 (人)																			
控除対象者数	13 14 0 (人)																			
健康保険加入の有無	4 2 1 [1. 有、2. 無、3. 適用除外]																			
厚生年金保険加入の有無	4 3 1 [1. 有、2. 無、3. 適用除外]																			
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 1 [1. 有、2. 無]																			
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 1 [1. 有、2. 無]																			
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 1 [1. 有、2. 無]																			
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 7 1 [1. 該当、2. 非該当]																			
新規若年技術職員の育成及び確保	4 8 1 [1. 該当、2. 非該当]																			
CPD単位取得数	4 9 1 [1. 該当、2. 非該当]																			
技能レベル向上者数	5 0 1 [1. 該当、2. 非該当]																			
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5 1 5 [1. えるばし認定（1段階目）、2. えるばし認定（2段階目）、3. えるばし認定（3段階目）、4. プラチナえるばし認定、5. 非該当]																			
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5 2 4 [1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、3. プラチナくるみん認定、4. 非該当]																			
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 3 2 [1. ユースエール認定、2. 非該当]																			
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 4 3 [1. 「全ての建設工事で実施」に該当、2. 「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当]																			
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 6 2 [1. 有、2. 無]																			
<table border="1"> <tr> <td>初めて許可（登録）を受けた年月日</td> <td>休業等期間</td> <td>備考（組織変更等）</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年 7 月 31 日</td> <td>年 か月</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">再生手続又は更生手續開始決定日 再生計画又は更生計画認可日 再生手続又は更生手續終結決定日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日</td> </tr> </table>			初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）	令和 4 年 7 月 31 日	年 か月		再生手続又は更生手續開始決定日 再生計画又は更生計画認可日 再生手続又は更生手續終結決定日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日											
初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）																		
令和 4 年 7 月 31 日	年 か月																			
再生手続又は更生手續開始決定日 再生計画又は更生計画認可日 再生手続又は更生手續終結決定日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日																				
建設業の営業継続の状況																				
営業年数	5 7 1 [1. 有、2. 無]	国、特殊法人等又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入。																		
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 8 2 [1. 有、2. 無]	審査基準日直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合には「2」を記入。																		
法令遵守の状況																				
営業停止処分の有無	5 9 2 [1. 有、2. 無]																			
建設業の経理の状況																				
監査の受審状況	6 0 4 [1. 会計監査人の設置、2. 会計参考の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無]																			
公認会計士等の数	6 1 0 (人)																			
二級登録経理試験合格者等の数	6 2 1 (人)																			
研究開発の状況																				
研究開発費（2期平均）	6 3 3 5 10 0 (千円)	審査対象事業年度 審査対象事業年度の前審査対象事業年度																		
		(千円) (千円) (千円)																		
建設機械の保有状況																				
建設機械の所有及びリース台数	6 4 3 (台)	ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、ダンプ車（土砂の運搬が可能な全てのダンプ）、移動式クレーン、締固め用機械、解体用機械、高所作業車（作業床の高さ2m以上）の保有台数を記載。 いずれの建設機械も審査基準日時点での所有又は1年7月以上のリース契約（自動更新含む）が締結されており、法定検査が行われていることが必要。																		
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況																				
エコアクション21の認証の有無	6 5 1 [1. 有、2. 無]	いずれも、審査基準日時点での認証・登録を受けていることがわかる資料を提出すること																		
ISO9001の登録の有無	6 6 2 [1. 有、2. 無]	なお、ISO9001及びISO14001の両方の認証を取得している場合は、エコアクション21の取得は評価対象とならないことに留意すること。																		
ISO14001の登録の有無	6 7 2 [1. 有、2. 無]																			

記載要領

- 1 [] で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。
と。例えば、[.]のように右詰めで記入すること。
- 2 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつことについて公共職業安定所の長に対する届出を行つてはいる場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つてはいる場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つてはいる場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、労働者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
(1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
(2) 労働者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
(3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
(4) 厚生年金基金が設立されていること。
(5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
(6) 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
(7) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基となつた業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で表し、記載すること。
- 9 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に〇が付され、審査基準日において満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 10 「CPD単位取扱数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数(ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。)を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者(第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。)の数を記載すること。
- 11 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価(以下この11において「認定能力評価」という。)の区分が審査基準日3年前の日ににおいて受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号ニ又は同条第4号ニに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当する者に該当する者の数を記載することとする。
- 12 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく「えるぼし認定(1段階目)」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定(2段階目)」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定(3段階目)」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 13 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライラくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。
- 14 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 15 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負つた建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
- 16 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行つてはいた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けない場合は「1」を、その他の場合は「2」)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 17 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 18 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 19 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 20 「指示处分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 21 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つてはいる場合は「1」を、会計参与の設置を行つてはいる場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者(一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。)が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものと提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 22 「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 23 「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2

号ニに該当する者(二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。)の人数の合計を記入すること。

24 **[E]** 「研究開発費(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

25 **[E]** 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用する建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。

26 **[E]** 「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合(認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。)は「1」を、取得していない場合は「2」を記入すること。

27 **[E]** 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

28 **[E]** 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大手会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費(2期平均)を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

必ず「労働保険番号」を記載するとともに、「労働保険の種類」及び「口座振替の有無」の該当するものに「○」をつけて、証明を受けること。
「口座振替の有無」について
は、商工会議所等に労働保険事務を委託しており、支払い方法がわからない場合は空欄でよい。

証明用

労働保険料等納入証明願兼証明書 (経営事項審査用)

令和6年4月20日

労 働 保 険 番 号	府県	所属	管轄	基幹番号						枝番号		種類	口座振替の有無		
				1	2	3	4	5	6	-	0	0	0	() 有	() 無
	4 4	3	0 2	1	2	3	4	5	6	-	0	0	0	() 有	() 無
	4 4	1	0 1	6	5	4	3	2	1	-	0	0	0	() 有	() 無
	4 4									-				() 有	() 無

事業場所在地 大分市大手町3-1-1

事業場名称 株式会社 大分建設工業

代表者氏名 豊後 太郎

審査基準日(決算日) 令和5年12月31日

上記労働保険番号について、**審査基準日(決算日)**現在、法定納期を経過した労働保険料等の未納がないことを証明願います。

上記のとおり、未納がないことを証明します。

労 働 局
労働基準監督署
公共職業安定所

労働局
労働基準監督署
公共職業安定所
の
確認印

※証明を郵送で依頼される際は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

届書コード		
6	8	0
届書		

決 裁		年 月 日		
所 長	副 所 長	課 長	長	担 当 者

社会保険料納入証明申請書

1. 申請者

①事業所整理記号		②事業所番号 (告知番号)							
		(船舶所有者整理記号)							
都市区	記 号								
		ア	イ	ウ	0	1	2	3	4

2. 申請事由

経営事項審査申請に添付する書類として必要なため

3. 証明書の請求枚数

1 枚

4. 猶予期間の証明

納入証明書(各月)の発行と併せて猶予期間の証明(納入確認書の発行)を希望する。

※現在、納付の猶予等を受けており、地方公共団体が執行する入札に参加するなど、社会保険料の納付状況についてその納付を証する書類が必要な場合は、チェックしてください。

※審査基準日を含んだ期間を記載すること。

5. 証明事項等

③証明対象期間	④出力区分	⑤証明範囲区分	送 信
平成・令和 5年 1月分から	一括用のみ 明細のみ 一括用及び明細	0 1 2	
平成・令和 5年 12月分まで	保険料のみ 延滞金含む	0 1	

※「4. 猶予期間の証明」にチェックした場合は、④「出力区分」欄の「明細のみ」又は「一括及び明細」いずれかを選択してください。

※④「出力区分」欄の「明細のみ」及び「一括用及び明細」を選んだ場合の明細の納入証明書には、延滞金の納入額は出力されません。

上記の期間について、納入証明書を発行願います。

年 月 日

※「一括用のみ」、「保険料のみ」を選択すること。

事 業 所 所 在 地
(船舶所有者住所)
事 業 所 名 称

〒870-8501
大分市大手町3丁目1番1号
株式会社 大分建設工業

事 業 主 氏 名
(船舶所有者氏名)
電 話 番 号

代表取締役 豊後 太郎
097-536-1111

委 任 欄

私、上記申請者は社会保険料納入証明書の交付申請及び受領について、下記の者に委任します。

受 任 者 氏 名
受 任 者 住 所
委 任 者 と の 関 係

事業主以外の方が申請、受領する場合は委任欄に必要事項を記入すること。
また、窓口に行く方の身分を確認できる証明書を持参すること。(詳細は年金事務所に確認すること。)

社会保険料納入証明書（例）

1. 申請者

事業所整理記号	00-アイウ	事業所番号	01234
事業所所在地	〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号		
事業所名所	株式会社 大分建設工業		
事業主氏名	豊後 太郎		
適用年月日	平成25年1月1日		

2. 証明内容

項目	対象期間	未納の有無
健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金	令和5年1月分 から 令和5年12月分まで	無
管掌区分	全国健康保険協会管掌健康保険	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 6 年 5 月 1 日

○ ○ ○ ○ ○ ○ 印

建設機械保有状況内訳書

許可番号 大臣・知事 第 999999 号
商号又は名称 (株)めじろん建設

通番	建設機械の種類	メーカー名	製造番号・車体番号	所有又はリース	取得日又はリース期間	特定自主検査等実施年月日
1	ショベル系掘削機	＊＊＊＊	30S1234567	所 リース	H15.12.1 ~	R4.7.31
2	締固め用機械	\$ \$ \$ \$	1234567RX7	所 リース	R4.1.15 ~ R8.1.14	
3	ダンプフルトレーラ	★★★	大分あ0000	所 リース	H25.5.30 ~	R4.5.29
4				所	~	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※リース契約の場合は、リース期間が審査対象の有効期間（基準日から1年7月）を含んでいる場合のみ評価対象となります。

リース開始日 審査基準日 申請日 リース終了日

経審有効期間(審査基準日から1年7月)

リース期間が経審の有効期間を含んでいること
(有効期間内に自動更新となる契約も可)

※評価対象となる建設機械（※R5.1.1～⑤⑥⑦追加、⑧対象拡大）

- ①ショベル系掘削機：ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
- ②ブルドーザー：自重が3トン以上のもの
- ③トラクターショベル：バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
- ④モーターグレーダー：自重が5トン以上のもの
- ⑤締固め用機械
- ⑥解体用機械
- ⑦高所作業車（作業床の高さ2m以上のもの）

確認資料(①～⑦共通) ⇒ 評価対象建設機械に係る売買契約書又はディーラーからの販売証明書の写し、リース契約書の写し及び特定自主検査記録表（審査基準日から直前1年以内に特定自主検査を実施しているもの）の写しを添付すること。（自動車検査証において、所有者及び使用者が申請者の名義になっている場合（所有者が申請者名義であり、使用者が＊＊＊と記載されているものを含む）は、売買契約書や販売証明書の提出は不要。）

⑧ダンプ：土砂の運搬が可能なすべてのダンプ（車検証の「車体の形状」欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」いずれかの記載があるもの）
確認資料⇒ 売買契約書又はディーラーからの販売証明書の写し、リース契約書の写し及び自動車検査証（「登録年月日／交付年月日」欄に記載の年月日と当該自動車検査証の有効期間の満了日との間に審査基準日が含まれているもの）の写しを添付すること。
なお、当該ダンプを自ら所有している（自動車検査証において、所有者及び使用者が申請者の名義になっている場合（所有者が申請者名義であり、使用者が＊＊＊と記載されているものを含む）は、売買契約書や販売証明書の提出は不要。）

⑨移動式クレーン：つり上げ荷重3トン以上のもの
確認資料⇒ 評価対象建設機械に係る売買契約書又はディーラーからの販売証明書の写し、リース契約書の写し及び移動式クレーン検査証（移動

（記入要領）

- 1 「建設機械の
ダンプ（「ダンプ」）
- 2 自己所有の場

(記入例)
様式第2号

(用紙A4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

建設業者の商号又は名称、確認の対象となる決算期の期間及び期を記入。

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、株式会社 大分建設工業 の令和5年 1月 1日から令和5年12月31日までの第〇〇期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

商号又は名称 株式会社大分建設工業
所属・役職 経理部長

氏名 高崎 花子 印

以上

以下の資格を持つ者（建設業に従事する常勤の職員に限る、監査役は対象外）が自ら署名し、押印すること。

- ① 公認会計士又は税理士であって、指定研修を受けた者
- ② 一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの
- ③ 一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの
- ④ 公認会計士又は税理士であって、資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない者

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	前期と比較、概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事原価、兼業事業売上原価 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完工工事高、兼業事業売上高 完工工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用 預貯金 金銭債権
	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。 営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 受取手形割引額及び受取手形裏書裏渡額がある場合、これを注記している。 法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。 取立不能のおそれがある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。 貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。 有価証券
	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。 売買目的有価証券がある場合、時価を販售対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。 市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。

棚卸資産	その各会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。 原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	施工に着手したものとの契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。 前払費用以前払金、前受収益と前受金、未払費用と未収金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
固定資産	立替金、仮払金等の項目のうち、金額の重要なものは当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。 減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。 適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。 予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。 使用状況に大幅な変更がある場合、相当の減額の可能性について検討している。 研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。 研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
縁延資産	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。 資産として計上した縁延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。 税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。

金銭債務	金銭債務は繰延税金負債に計上し、債務額を計上している。 営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。 過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
借入金その他の営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものが該当の場合、これを固定負債の部に表示している。	引渡前の工事に係る前金を受領している場合、未工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上には不適切と判断されたものを除く。	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
未成工事受入金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。	収益及び費用について、会計期間に属するすべての収益に対するすべての費用を計上している。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものを見除く。	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事受益 工事原価	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。 損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。	適正な工事受益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従つており、工事収益を恣意的に計上していない。 引渡の日として合理的であると認められた日(作業を終了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が領取を完了した日、相手方ににおいて最終的に工事収益を計上したことなど)を設定し、その時点において最終的に工事収益を計上している。
退職給付引当金	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。 確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。 中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が零微小な場合を除く。 工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。 損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。	工事進行基準による工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに基づき合理的な工事進行率を算定している。 工事収益に見合ひ金額(工事受入金)を減額し、これと計上した工事収益との差額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。 工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。 実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。 法人税等の未払額がある場合、これを流动負債に計上している。 期中ににおいて中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。 共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
消費税	決算日ににおける未払消費税等(未取消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未取消費税等)として表示している。	JV
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。	

	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。 JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準 会社の財産又は損益の状態を正確に判断するためには必要な事項を注記している。 当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。